

令和3年度償却資産の申告について

○償却資産とは

事業に使用する資産（構築物、機械装置、器具、備品など）のことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する資産の申告が法律により義務付けられています。前年中の資産増減が無い場合にも申告は必ず行ってください。

○申告書について

町で把握をしている事業者の皆さまについては、12月の中旬頃に申告に関する書類を送付いたします。町内に償却資産を所有している事業所で書類が届かない場合には、税務課固定資産税係までお知らせください。

○申告期限

令和3年2月1日(月)

令和3年度の事業用家屋および償却資産に関する固定資産税等の減免について

中小企業・小規模事業者を対象として、事業収入の減少幅に応じて令和3年度の事業用家屋および設備などの償却資産に対する固定資産税・都市計画税を全額減免または2分の1減免とします。（※個人の固定資産税は軽減対象外です。）

令和2年2月～10月までの 任意の連続する3カ月間の収入合計額を前年の同時期と比較	
50%以上の減少	全額減免
30%以上50%未満	2分の1減免

○対象者

1. 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 2. 資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 3. 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ただし、次の法人は資本金が1億円以下でも減免対象外です。
- ・同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ・2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

申請方法や必要書類などの詳細につきましては中小企業庁・町公式ホームページをご覧ください。



問い合わせ先 役場税務課 資産税係 ☎68-2211 (内線206・207・208) ▲中小企業庁HP ▲町公式HP

勤労者向け融資制度のご案内

県では、中央労働金庫と提携して、勤労者などの生活の安定を図るため、生活資金などを低利で融資しています。融資要件など、詳細はお問い合わせください。

対象	勤労者	失業者	育児・介護休業者
用途	冠婚葬祭・医療 教育費用など	生活資金	生活資金
金利	1.7%	1.2%	1.5%
限度	100万円まで	50万円まで	100万円まで

《お申し込みいただける方》

- ・勤労者の方
- ・県内に原則として1年以上居住または勤務している方
- ・現在の勤め先に原則として1年以上継続勤務している方
- ・前年税込年収150万円以上の方

問い合わせ先

お近くの中央労働金庫（県内）または
県労働政策課 ☎029-301-3635

※別途保証料率 年0.7%あり

竜ヶ崎税務署からの重要なお知らせ

確定申告には、ご自宅からスマホでご利用いただけるe-Tax（スマホ申告）が便利です。

●確定申告に便利なID・パスワードを取得しましょう！

多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくてもマイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。

また、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーなどをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、ID・パスワードはお近くの税務署において5分程度で発行を受けられます。

（発行の際、税務署で職員と対面による本人確認が必要です。）

税務署は年明けから混雑しますので、令和2年12月頃までの取得をお願いします。

次の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

- ※1 マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホをお持ちの方は、「マイナンバーカード方式」によるe-Taxがご利用いただけます。
- ※2 ID・パスワード取得の際は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。
- ※3 税務署からID・パスワードの発行をすでに受けていただいている方は、お手元の「ID・パスワード方式の届出完了通知」でご確認ください。
- ※4 ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

●国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、ご自宅のパソコン・タブレット・スマホから24時間いつでも申告書を作成できます。

なお、作成した申告書は、e-Taxで送信（ID・パスワードを入力して送信またはマイナンバーカードを使って送信）、印刷して郵送のいずれかにより提出できます。

「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関するご不明点は、電話にてお問い合わせいただけます。

●いつでもどこでもスマホで申告！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマホでも申告書が作成できます。

便利なスマホ申告では、年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除の申告をする方のほか、年末調整が済んでいない方、2カ所以上の給与所得がある方、年金収入や副業などの雑所得がある方など、多くの方が「スマホ専用画面」をご利用いただけます。

スマホ専用画面は、スマホやタブレットでも画面が見やすく、操作しやすくなっていますので、次の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からスマホ申告をご利用ください。

消費税軽減税率への対応について

【消費税の確定申告をされる方へ】

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れなどを税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

問い合わせ先

・竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303（自動音声案内）〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5
・役場税務課 町民税係 ☎68-2211（内線203・204・205）